

催物主催者様

広島市西消防長

催物開催における厳守事項

1. 主要避難通路は、主要出口に至る直線とし、幅員 1.6m以上確保すること。
2. 補助避難通路は、幅員 1.6m以上とし、2ヶ所以上設け主要避難通路に結ぶこと。
3. 各出入口は、その前面（屋内に面する部分）に 2.0m以上の空地を設け、かつ幅員 1.6m以上の通路を結ぶこと。
4. 消防用施設等（消火器・屋内消火栓・非常ベル・防火戸扉）の周囲は、1.0m（屋内消火栓は 2.0m）以上の空地を確保し、必ずいずれかの通路に結び常時使用可能な状態を確保する事。
5. 非常口を示す誘導灯は、通路の各部分から必ず1ヶ所以上視認できなければならない。ただし、標識等を設けて当該誘導灯に導くよう措置を講じた場合は、この限りでない。
6. 原則として禁煙とする。ただし、安全な場所に「喫煙所」の標識を設け、喫煙場所を指定した場合はこの限りでない。
7. 原則として火気（裸火）の使用は禁止とする。ただし直前に消防署と相談し、指導を受けた場合はこの限りでない。
8. 催物開催中は、自衛消防隊を編成し、災害時には万全を期すること。